TAX JUSTICE
「公正な税制を求める市民連絡会」会報
タックス・ジャスティス
発行：公正な税制を求める市民連絡会
[事務局連絡先] 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425
公正な税制を求める市民連絡会 検索
HP http://tax-justice.com/
facebook https://www.facebook.com/tax.justice.jp
Vol.9 2017.7

教育無償化のためには税制改革が必要だ

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表・弁護士 宇都宮 健児

奨学金問題が大きな社会問題となってくる中で、わが国でもようやく今年度から国の奨学金制度として返さなくてもよい給付型奨学金制度が創設されることになりました。これまでは、政府による日本学生支援機構の奨学金は、あとで返済しなければならない、貸与型奨学金すなわち教育ローンのみだったのです。

日本の高等教育段階での総教育費支出のうち、私費負担でまかなわれている割合は、OECDの平均30.8%の2倍以上の65.5%に達しています。また、高等教育への公財政支出の対GDP（国内総生産）比を見ると、OECDのなかで最も高等教育への財政支出の比率が低い国となっています。

貧困と格差が拡大する中で、「貧困の連鎖」を断ち切るためにも高等教育を含む教育の無償化が求められています。

そして、ここにきて、高等教育の無償化に関する議論も活発に行われるようになっています。高等教育の無償化を考える場合、財源をどうするかという問題に突き当たります。国立大学と私立大学の大学授業料等の合計は年間約3兆円といわれています。

高等教育無償化の財源について、自民党の一部では「教育国債」を発効する、「こども保険」を創設する、などの案が提案され検討されているようです。

しかしながら、所得税や法人税の改革によって教育無償化の財源を生み出すことがなぜ議論の対象にならないのか疑問です。

所得税の最高税率は1980年当時は75%であったものが、現在は45%に引き下げられています。また、利子所得や配当所得、株式、不動産などの譲渡所得などに関しては、税率の低い分離課税とされていることから、所得が1億円を超えると所得税負担率が減少するという逆転現象が生じています。所得が1億円を超える収入のある人は、給与収入以外の株式の配当や譲渡所得、不動産の譲渡所得などが多くなる傾向にあるからです。

また、法人税の実効税率（国税と地方税を合わせた法人税率）は、1980年代半ばは52.92%でしたが、現在は29.97%に引き下げられています。さらに、さまざまな特別措置による優遇税制により法人実効税率どおり法人税を支払っている大企業は極めて少ないといわれています。

所得税の累進性を強化する、分離課税を総合課税化する、大企業優遇の法人税制を見直すなどの税制改革を実行すれば、高等教育を無償化する財源は出てきます。

高等教育の無償化の財源問題を考えれば、税制改革は避けて通れない課題です。国会や各政党において、真正面から税制改革の議論が行われることを期待します。

スウェーデンの普遍主義

訓覇（くるべ）　法子（のりこ）

日本福祉大学福祉経営学部・医療福祉マネジメント研究科教授
Ph.D.（社会福祉学、ストックホルム大学）。専門分野は比較福祉論、社会政策国際比較、高齢者ケア日瑞二国間比較。主な日本語著書に『実践としての・科学としての社会福祉：現代比較社会福祉論』（法律文化社）、『認知症ケアの自我心理学入門』（訳書、クリエイツかもがわ）。

普遍主義は古いのか？

「もう、福祉国家や普遍主義は古い。グローバル化が進み知識社会へ移行する中、多文化社会化と個人化が進んだ今日では多様性や選別主義の方がふさわしい」という声がある。果たしてそうなのだろうか？労働市場がかつてなく不安定になり、終身雇用は崩壊し、非正規雇用は4割を超え、正社員でさえ安い賃金で酷使されるようになった今、私たちの生活は不安定極まりない。貧困者2000万人を超えるという現実が、経済成長戦略だけでは国民の生活は豊かにならないことを実証している。

国家は何をなすべきなのかを考えるにあたって重要なのが、社会政策における普遍主義の原則である。普遍主義は、社会の富をどのように分配するかという社会の基本的価値観を根源から問う。

普遍主義・社会権・普遍的包摂

普遍主義は1942年のベヴァリッジ報告書に遡る。ベヴァリッジは、貧困リスクはすべての人が抱えるため普遍的社会サービスが必要だと考え、同じ一つのシステムと国民最低限保障を提唱した。1930，40年代のスウェーデンの「国民の家」建設における家族政策も普遍主義的な性格をもつものであった。

普遍主義の底辺をなすのが「普遍的包摂」である。第二次世界大戦後福祉国家建設の理念となったのが、イギリスの社会政策学者T.H.マーシャルが導入した社会的市民権・社会権「社会の文化水準に沿った生活を営む権利」（世界人権宣言社会権規約第22～27条、日本国憲法第25～28条）であった。普遍的包摂による社会権を最も発展させたのが、北欧福祉モデル・社会民主主義レジームであり、目的は残余主義の撤廃にあり、全国民を包摂しないのであれば普遍的な社会権も存立しえないと考えるものであった。

普遍主義に関する一義的な定義があるわけではなく、異なる時代や場所、科学領域において多様に使用されてきた。社会政策的な文脈では、保守主義や新自由主義よりも北欧諸国が代表する社会民主主義や社会自由主義と密接な関係をもつ。北欧諸国は階級、宗教、男女間の平等と連帯・社会統合を促進させ、経済的安全、医療、教育、児童・障害者・高齢者サービスなどへの普遍的アクセスを実現してきた。

過去において普遍主義は階級社会の解消のために必要であったが、個人化や多様化が進行する現代においては普遍主義の役割は縮小した、終焉したという声が高揚しつつあった。しかし、近年の先進国における貧困の増大が普遍主義を再び社会政策議論の中心に引き戻した。「所得再分配のパラドックス」というように、貧困者のみを対象とした残余主義的再分配よりも、すべての人を包摂した普遍主義的所得再分配の方が貧困縮小にとっては効果をもたらすことは既に実証済みである。

普遍的包摂と普遍的給付

普遍的包摂と普遍的給付は、密接に関連し合う。普遍主義に対比する原則が、残余主義、補完性原理・原則、選別主義である。残余主義とは、家族や市場による供給が失敗した時のみに、資力調査を条件として国家が救済するという考え方であり、公的サービス中心の普遍主義とは対照をなす。補完性原理は、公的責任によ

るサービス供給よりも、個人や家族、任意組織などの私的サービス供給を重視する点で、普遍主義に対するアンチテーゼをなす。ゆえに、補完性原理は、公共財に対する国民の平等なアクセスを保証するものではない。選別主義は階級別、社会的地位別に分類した特定の社会集団を給付対象とする（職業別年金制度など）。これらの社会政策上の原則の対比点は、普遍的包摂とニーズのあるすべての国民が同じシステムを使用できるか否かにある。

しかし、普遍主義に関する議論は紛らわしく、「均一給付のみが普遍主義だ」、「肯定的差別は普遍主義に反する」「所得比例給付は、普遍主義の原則と一致する」などの主張がある。均一給付のみが真の普遍主義だとするイギリス型普遍主義は、階級社会における所得格差を問題視し、異なる階級に対する同じ処遇を重視した。実際には、均一給付は生活の最低水準に満たない水準に設定されるため、貧困縮小や貧困リスク予防には効果をもたらさない。低水準の均一給付は、個人の補完力の格差により所得の不平等を増大させ、貧困縮小の達成が難しいことは、イギリスや北欧諸国が1960年代年金を均一給付から所得比例給付への移行を試みたことからも明白である。

肯定的差別は、ニーズの高い人はより多くのサービスを受けることを意味するため、普遍主義とは相いれないという主張がある。普遍主義が所得の大きさに依拠しない給付を意味するのであれば、所得を考慮する給付は選別主義的となる。一方、肯定的差別は利用者としてすべての人を包摂し、目的を完全な市民権保障におく。均一給付は所得に依拠しない給付であり、ニーズとは無関係な平等な処遇を意味するが、肯定的差別は多様なニーズを考慮した平等な処遇を意味する。スウェーデンの住宅手当は、肯定的差別給付の一例である。

就労所得比例給付は、妥当な生活水準を可能にする前提をなすが、普遍主義とみなすことは不可能にみえる。しかしながら、女性の労働市場参加が男性とほぼ同じ水準に達した北欧諸国では、所得比例給付は普遍的になりつつある。給付が所得比例であっても、原則的にすべての人が包摂されるのであれば給付は普遍的であるという考え方が北欧普遍主義である。

日本において普遍主義は可能か?

日本で必ず聞かれるのが、普遍主義は日本で実現可能かという質問である。いかに理想的な制度であっても、現行の制度と融合しなければ実現は難しいという過去依存説がある。しかし、日本が絶望の国に転落しつつあり、国民自らが希望をつくり出すより他に選択肢があるだろうか?今のような絶望的な社会を、これからを生きる子どもたちに残してよいと思う人は一人もいないはずである。

知識社会に移行する中、変化の激しい労働市場は今までになく不安定になり、生活の安全を脅かす社会的リスクは国民全体に及ぶ。教育は人生の基礎を形成するが、知識社会においては人間資本への投資が必至であり、一度大学を卒業すれば十分だということではなくなった。失業リスクの高くなった労働市場の要求に応えるために必要なのは、国にとっても個人にとってもすべての人が生涯を通じて利用できる教育制度と生活安全保障制度である。

スウェーデンの教育制度は、半世紀ほど前から既に誰でも、いつでも、どこでもやり直しができる構造である。大学院に至るまで無償であり、大学入学年齢の制限がなく、高校卒業資格がない場合や進学に不足する科目を補充するための成人高等学校があり、学業のために仕事を辞めずとも学業休業法によって休むことができ、学業期間中は国から安い利子による学業ローンを借りて生活を営むことができる。税金還元をすべての人が享受するゆえに、税金を払うことに文句を言う人はいない。税方式は共生社会の基盤をなす。貧困者だけへの救済は、国民を何重にも分断するため国民連帯を得ることは難しい。

国民の連帯が今ほど希求される時代はないのではないか?将来の市民は、現在の市民よりも社会権を必要とする。普遍的包摂に根差した社会権保障の実現は、民主主義の基本的価値基盤であるすべての人の対等な価値を持つか否かにかかっている。スウェーデンという国は自然発生的にできたわけではない。国民の合意によってつくりあげられた国であることを思い起こす必要がある。私たちの手（行動）によって希望はつくり出せる。

書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるための
ヒントとなる書籍を紹介します。

雨宮処凛『自己責任社会の歩き方―生きるに値する世界のために』

「自己責任」という言葉が嫌いだ。今では一般の人も使う常套句になっているが、そもそもは2002年に起きたイラク日本人人質事件で小泉元首相が使用し、マスコミが無自覚に使用し、広めたものと理解している。「自己責任社会」を書名にした書き出しは『「お前の苦しみは全部お前のせいだし、お前より大変な人はもっといる」、「自己責任」という言葉は、通訳するとそういう意味なのだと思う。もっと直訳すると、「黙れ」という一言になる。うるさい、もういいからガタガタ言わずに黙ってろ―。』強烈だが腑に落ちた。内容は著者が「こころ痛む悲惨な事件をとおして現代の病巣を描いたもの」で、弱い者への共感があふれており、副題の「生きるに値する世界のために」が実感できた。具体的に一つだけよかった箇所をあげれば、滋賀県野洲市の市長の言葉―「ようこそ滞納いただきました」。その真意を知りたい人はぜひお読みください。そして、宇都宮健児著『自己責任論の嘘』(ベスト新書)を併せて読んでほしい。 (書評：那須)

七ツ森書館
1,500円+税

岩重佳治『「奨学金」地獄』

奨学金制度は金融事業となっている。いまや大学生の5割以上が利用者であり、返済困難となれば過酷な取り立てがあるなどの問題が発生している。本書は、経済的事情、高額な学費などで、奨学金の返済苦にあえぐ人々(ホームレスになった国立大生、ブラック企業で過労死した青年、返済のために風俗で働いた女性など)の事例により、若者が結婚や出産、自由な職業選択などの選択肢を奪われ、延滞者のレッテルを貼られることにより人としての尊厳までをも奪われている実態を紹介している。多発する返済トラブル、猶予申請問題などの奨学金制度の問題点と救済策、相談窓口、制度の改善と今後の課題を明らかにしている、奨学金問題の必読書である。

(書評：水谷)

小学館新書
780円+税

深見浩一郎『巨大企業は税金から逃げ切れるか?―パナマ文書以後の国際租税回避』

パナマ文書はタックスヘイブンの秘密世界の構図を明るみに出した。著者はパナマ文書以後、タックスヘイブンはどこに向かうかを問う。第一にケイマンやヴァージン諸島などの小島のタックスヘイブンから、秘密がより安全に守られるアメリカへ。第二に、銀行の秘密口座を経由しなくても、秘密の取引が可能な、仮想通貨ビットコインの利用へ。第三にコンピューターのネットワーク上のサイバー空間へ。サイバー空間には「深層ウェブ」という、秘密のウェブ世界があり、そこはもちろん国境がなく、国家の規制も及ばないので、脱税、税逃ればかりか、麻薬取引など犯罪行為も自由となる。著者は警告する。かつて東インド会社がインドを支配したように、グーグル共和国やアマゾン人民共和国が登場する日もそう遠くないだろうと。そうなってからでは遅い。タックスヘイブン対策は急務である。

(書評：合田)

光文館新書
740円+税

Q 相続税・贈与税の課題は？

A 相続税と贈与税について、読者のみなさまに知っておいていただきたいことは次の3点です

●相続大増税は「ふつうのお宅」を直撃

相続税の基礎控除は平成27年から「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられました。たとえば、法定相続人が妻と子2人の合計3人である場合、基礎控除は「3000万円+600万円×3人=4800万円」です。また、最高税率も50%から55%に引き上げられました。

相続税の課税件数割合（年間死亡者数に占める年間課税件数の割合）は、改正前の平成26年は4.4%でしたが、改正後の平成27年には8.0%となりました。ところが、相続税収（贈与税収を含む）は、平成26年の1兆8829億円から平成27年は1兆9684億円と、前年と比べて約4.5%しか増加していません。つまり、1件当たりの相続税額は減少しています。これまで相続税に縁のなかった「ふつうのお宅」にも、相続税がかかるようになったのです。

●富裕層を優遇する減税政策

相続税の基礎控除縮小による増税がなされる一方で、富裕層向けには減税のメニューも……。「小規模宅地等の評価減の特例」の居住用の限度面積が240㎡から330㎡に拡大され、居住用（330㎡）と事業用（400㎡）の完全併用も可能となりました。

贈与税では、子や孫が、父母や祖父母から、一定の住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金の贈与を受けた場合には、それぞれ1200万円（平成29年）、1500万円、1000万円まで贈与税を非課税とする制度が創設されています。

このような贈与税の高額な非課税の特例は、本来、国が政策として行うべき住宅政策、教育の機会均等、少子化対策などの責任を国民に押し付けるものではないでしょうか。「家族で助け合える人は自分たちでやってね」ということです。

また、行き過ぎた非課税制度は、相続税の補完税たるべき贈与税を形骸化させます。さらに、贈与を受けられる者と贈与を受けられない者との格差を助長し、格差の世代間連鎖を促すことにもなります。どのような家庭に生まれたかにかかわらず、子供や若者が十分な教育を受け、社会に出て家庭を持ち、子を産み育てることに喜びを感じられるような社会をつくっていく必要があります。このような高額な贈与税の非課税制度は縮小すべきでしょう。

●「法定相続分課税方式」の問題点

日本の相続税の課税方式は、現在、「法定相続分課税方式」というちょっとややこしい方法になっています。遺産総額から基礎控除を差し引いた「課税遺産総額」を、法定相続人が法定相続分で分けたものと仮定して「相続税の総額」を計算します。この相続税の総額を、実際に相続した財産の割合に応じて按分するという計算方法です。

このため、遺産総額がわからないと、各相続人は自分の相続税を計算できません。たとえば、同じ3000万円を相続した人でも、遺産総額が5000万円なのか5億円なのか、また、どんな法定相続人が何人いるのかによって、かかる相続税が異なってきます。さらに、たとえば相続人のうち誰か1人が財産を隠蔽していたことが税務調査で明らかになったような場合、遺産総額が増えて相続税の総額が増えるため、他の相続人にとっては、相続する財産は増えないのに支払う相続税だけが増えてしまいます。

以上のことから、相続税の課税方式は「遺産取得税方式」に改めるべきであると考えます。遺産取得税方式ならば、遺産の総額にかかわらず、各々の相続人は、自分が相続した財産に応じて相続税を計算し納付することができます。

また、現行の民法では、配偶者や子だけでなく、父母や兄弟姉妹、甥姪なども相続人になる場合があります。遺言で孫に財産を遺贈することもあります。課税方式を遺産取得税方式にした場合の基礎控除額は、被相続人との親族関係に応じた金額とし、担税力のある相続人及び受遺者については、基礎控除額を縮小するべきであると考えます。

（税理士　内田麻由子）

会員のひろば

会員の皆様といっしょにつくるページ

「公正な税制を求める市民連絡会」は、「個人会員」

会員さんの投稿

5月28日に開催された、設立2周年記念集会『誰もが支えあう税制へ―格差社会を乗り越えるために』にご参加いただいたみなさまのアンケートをご紹介します。

人間の尊厳を考えた時、最期の場を選ぶという自由すら奪われているかもしれない。高齢者がサービスを利用する時、それが老いのスティグマにならぬよう、税により支える社会を必要としていると強く感じた。（春原一道）

井手英策先生の語り口はクリアーで熱く、心にぐいぐい入りこんできます。「財政危機論にだまされるな!」心しておきます。充分に普遍主義への想い、それを実現するための現実的な作戦が伝わりました!（斉藤真理子）

井手先生の熱情がよく伝わってくる講演に感銘を受けました!　ただ、現行の税制・社会保障制度設計との関係で、どのように修正or抜本改革・制度改正すれば良いのか、「普遍主義」の具体的制度化のイメージについて、今後は詳論していただけると幸いです。（杉山寅次郎）

分断社会を克服するために、社会保障の財政支出を政府に大胆にせまる考えに大賛成。信用できる政府が「子育てのインフラ」に金を使う、無料化するなら、消費税増税も一つの方法。もちろん財源に大企業増税、累進課税、タックスヘイブン対策も必要だ。（杉本恵二）

学生などの若者の参加を促すことが重要。働きかけの強化を望む。（M.Y）

今日のような話や場面を、どうやったら関心の薄い“街の人々”にもっと知ってもらえるのでしょうか。（M.W）

今まで漠然と「こうあるべきではないか」と思っていたことが、井手先生の講演により整理され、確信に変わりました。ありがとうございました。（平石泰基）

普段、会社員として自分の目の前のことしか考えてこなかった様に感じます。貧困問題・格差社会を今改善していかなければ、益々日本の社会が不安定になっていくと感じ、井手さんにとても共感しました。（H.S）

国と地方の役割分担という話は非常に論争的なテーマだと感じます。今日の話、消費税や所得税、法人税は主に国税の話ですが、そこでの負担の公平性という問題と、地方の権限強化という問題がどう整理されるのか気になりました。（H.A）

「財政危機という“恫喝”」という説明が興味深かったです。政府の説明のインチキやごまかしや不誠実に対しての我々の態度がものすごく重要であることが理解できた。税の使い道を厳しく監視していかなくてはいけないと感じた。（Y）

市民運動といえば、特定の立場の利益に偏ったものが多いと感じていたが、税制全体、あらゆる立場の利益を目指す貴会の活動には共感できる。今後の活動に期待。（H.F）

税の問題を個人的に理解しようとすると限界を感じるが、専門家のお話を伺うことで理解できる。今日は貴重な機会を得た。会の活動が自分たちの生活を豊かにするためのものと思います。応援させていただきたいです。（M）

ほかにもたくさんのご意見・ご感想をいただきました。ありがとうございました。

投稿募集中

会員のひろばへ投稿をお寄せください。本文300字程度、タイトルもつけてください。
投稿方法：①氏名　②職業　③年齢（任意）④電話番号を明記の上、Eメールにて、
uchida@n-sk.org（内田）までお送りください。

と「団体会員」によって成り立っています。

会員専用メーリングリスト（ML）にご登録ください！

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までお問合せください。

団体会員

**公正な税制を求める市民連絡会は、さまざまな団体と連携し、市民一人ひとりの基本的人権が守られる社会の実現に向けて、共に取り組んでいきます。
ここでは団体会員の活動をご紹介します。**

きょうされん

1977年8月に16ヵ所の無認可作業所の会員（会員単位は事業所）で出発した「きょうされん（当初は共同作業所全国連絡会）」は、現在約1950会員となり、40都道府県に支部を設けています。会員は、通所事業所、入所施設、グループホーム、相談支援事業所などで構成されています。

事務局 〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18東京都生協連会館4F
TEL.03-5385-2223　FAX.03-5385-2299　URL http://www.kyosaren.or.jp/

障害者権利条約を地域のすみずみに

障害のある人や支援職員の実態

当会が2015年度に実施した、作業所などに通う障害のある人の地域生活実態調査では、年間の所得が100万円以下の人が61.1%、200万円以下の人となると98.3%という結果でした（約12,500人の回答）。主には障害年金と就労支援事業所などの工賃ですが、民間給与実態統計調査（国税庁が実施）をみると、100万円以下の人は8.6%、200万円以下の人は24.0%と、障害のある人と比べて大きな差があるのがわかります。障害のある人は、ほとんどの人が低所得であり2012年の時の当会の調査と比べても実態はほとんど変わっていません。そうした中で、親との同居は54.5%、きょうだいとの同居は22.7%、一方で配偶者とは4.4%という実状です。多くは、低所得の状態で、大人になっても親やきょうだいのもとで生活しているケースが多く、結婚して夫婦で一緒に暮らしている人はわずかです。

また、2016年度に実施した加盟事業所職員の労働実態調査では、障害のある人を支援する職員の給与は、年300万円未満との回答が正規職員または週30時間以上の職員だと全体の44.4%（回答約1850人）、厚労省の同様の調査結果をみると25.7%でした。当会加盟の事業所は、市町村補助の地域活動支援センターや小規模作業所も少なくありません。さらに障害の重い人が多いため、職員給与を抑制して支援体制を講じている事業所も少なからずあります。今の事業所での働きがいを尋ねると、「ある」「どちらかといえばある」が合計で93.7%であるのに対して、「5年後現在の仕事を続けたい」は50.5%にとどまっています。障害のある人を支える現場は、給与水準や労働条件が厳しく、職員が将来の見通しを立て辛い状態にあります。これが新規採用にも影響して応募が少ない等の悪循環に陥っています。

低い障害者への予算分配率

厚労省は、障害者関係予算は10年間で倍になったと盛んに言っています。しかし、OECD（経済協力開発機構）諸国における障害関係予算での比較順位は、平均値よりもさらに低位にあり、厚労省が諸々言い訳しても否定まではできません。予算分配率が元もと低すぎたことや、障害のある人が生活好転への変化をほとんどが実感できていません。

2006年に国連で採択した障害者権利条約を日本は2014年に批准しました。条約では、「他の者との平等」との文言を、35ヵ所にわたって記しています。これは、障害のある人の特別な権利を求めているのではなく、障害をもたない市民と対等に社会生活を営む権利を求めているのです。

きょうされんは、当会のメインスローガンを2014年に改めて、**「あたりまえに働き、選べる暮らしを ～障害者権利条約を地域のすみずみに～」**を新たに掲げました。権利条約には、日本国憲法と相通ずる内容が多々あります。

私たちは、日本国憲法とともに障害者権利条約を、私たちの地域や暮らしのすみずみにまで浸透させていくことが、今こそ大切になっています。そのために、いっそう努力していきます。

ぜひお読みください

『えほん 障害者権利条約』
ふじいかつのり著・里圭 絵　汐文社　1500円+税

「障害者権利条約」の大切さ・めざす社会がやさしくわかる！

活動報告 5/28

日司連会館にて、第2回総会ならびに設立2周年記念集会『誰もが支えあう税制へ―格差社会を乗り越えるために』を開催しました。参加者約120名。慶応義塾大学教授の井手英策氏による記念講演「誰もが支えあう税制とは―普遍主義の実現に向けて」、パネルディスカッション「徹底討論―普遍主義は本当に実現可能か?」(パネラー:井手英策氏、稲葉剛氏、宇都宮健児氏、赤石千衣子氏、コーディネーター:猪股正氏)などがありました。

第2期会計報告(要旨)

【活動計算書】

2016年4月1日から2017年3月31日まで
(単位:円)

Ⅰ 経常収益	
受取会費	474,500
受取寄附金	300,264
セミナー収入等	721,342
経常収益計	**1,496,106**
Ⅱ 経常費用	
事業費	923,229
管理費	33,912
経常費用計	**957,141**
当期正味財産増減額	538,965
前期繰越正味財産額	142,520
次期繰越正味財産額	681,485

【貸借対照表】

2017年3月31日現在　(単位:円)

資産の部		負債・正味財産の部	
【流動資産	724,305】	【流動負債	42,820】
現金預金	715,137	未 払 金	4,320
商　　品	9,168	前 受 金	38,500
		【正味財産	681,485】
資産合計	724,305	負債及び正味財産合計	724,305

開催予告

第10回学習会 特別企画

生活者の財政へ

―格差社会を超える『対話の力』―

日時 2017年7月26日(水)
18:30～20:30

事前予約不要

会場
主婦会館プラザエフ 地下1階クラルテ
東京都千代田区六番町15
●JR「四ツ谷駅」麹町口徒歩1分
●南北線・丸の内線「四ツ谷駅」徒歩3分

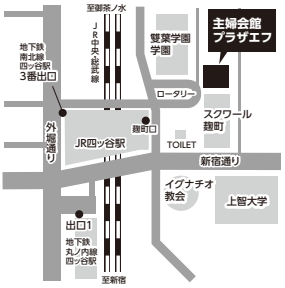

講師 暉峻(てるおか) 淑子(いつこ) 氏(埼玉大学名誉教授)

資料代 1,000円

税金カフェ

日時 2017年8月1日(火)
18:30～20:40

会場 キイトス茶房
東京都新宿区箪笥町25野吾ビル2F
●大江戸線「牛込神楽坂」A1出口徒歩1分
●東西線「神楽坂」2番出口徒歩5分

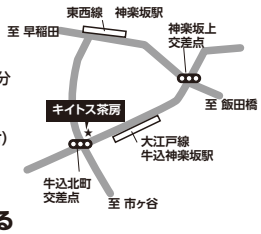

参加費 1500円(ワンドリンク付)

定員 30名

第1部　命と暮らしを考える
講師:雨宮処凛氏(作家。市民連絡会共同代表)

第2部　公平な税金の集め方をみんなで考えてみよう
講師:内田麻由子氏(税理士。市民連絡会税金カフェ担当)

【お申込み】FB、Eメールinfo@n-sk.org(内田)
☎03-6454-1567(内田麻由子会計事務所)

個人会員・団体会員を募集中!

入会された方には年4回、会報を郵送します。また会員専用ML(メーリングリスト)にもご参加いただけます。 ▶P7右上参照

入会方法

①ホームページより入会申込書をダウンロードして、お名前・ご住所等をご記入のうえ、事務局へFAX(048-866-0425)にてお送りください。

②年会費をお振込みください。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです(年の中途で入会した場合でも年会費の月割りはありません)。

年会費
団体1口/1万円　個人1口/2千円　学生1口/500円

振込先
ゆうちょ銀行　口座名義:公正な税制を求める市民連絡会
【ゆうちょ銀行から振込みの場合】
記号番号:10160−446381
【他行から振込みの場合】
ゼロイチハチ(018)支店　普通預金　口座番号:0044638

編集後記

■市民連絡会はおかげさまで5月に2周年を迎えました。「普遍主義」の旗を掲げ、誰もが支え合う公正な税制を目指して共に歩んで参りましょう。「もっと税金を身近に感じられる場を」との思いから始めた『税金カフェ』も8月で4回目に。高校や大学、市民団体などから『出張税金カフェ』のご依頼もいただいています。個人的には、秋篠宮眞子さまと同い年の一人娘が6月にお嫁に行き、嬉しい反面、かなり寂しいです。(内田)

■イギリスのEUからの離脱に続く、アメリカのトランプ政権の誕生は、国際的な税の競争に拍車をかけようとしている。これまでイギリスが先頭を走っていた先進国の法人税引き下げ競争に、「米国第一」を掲げるトランプ政権が加わろうとしている。15%というタックスヘイブン並みの税率を目指す「どん底への競争」だ。自国本位の果てしなき税率競争の波及は、他国の税収を奪うばかりか、自らの財政基盤をも掘り崩すことになるのに。(合田)

DESIGNED BY MIXFIX